

所得税法等の一部を改正する法律案参照条文

目次

○ 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）（安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十一号）による改正後）（抄）	1
○ 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）（抄）	4
○ 雇用保険法（昭和四十九年法律第一百十六号）（抄）	4
○ 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）（抄）	4
○ 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）（抄）	5
○ 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）（抄）	5
○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）（抄）	6
○ 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）（抄）	6
○ 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）（抄）	6
○ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第四百号）による改正後）（抄）	7
○ 独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第四百四十七号）（抄）	7
○ 産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）（抄）	8
○ 船舶法（明治三十二年法律第四十六号）（抄）	10

○ 農業競争力強化支援法（平成二十九年法律第三十五号）（抄）	10
○ 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）（抄）	11
○ 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成三十年法律第四十九号）（抄）	12
○ 首都圏整備法（昭和三十一年法律第八十三号）（抄）	12
○ 近畿圏整備法（昭和三十八年法律第二百二十九号）（抄）	12
○ 首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律（昭和四十一年法律第百十四号）（抄）	13
○ 地域再生法（平成十七年法律第二十四号）（抄）	13
○ 中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）（抄）	14
○ 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五百一十一号）（抄）	14
○ 特定複合観光施設区域整備法（平成三十年法律第八十号）（抄）	15
○ 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）（安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十一号）による改正後）（抄）	17
○ 良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十四号）（抄）	17
○ 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和二十八年法律第七号）（抄）	18
○ 道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）（抄）	18
○ 関税法（昭和二十九年法律第六十一号）（抄）	19

○ 土地改良法の一部を改正する法律（令和四年法律第九号）（抄）	19
○ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第四号）（抄）	20
○ 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第六十六号）（抄）	20
○ 健康保険法（大正十一年法律第七十号）（抄）	21
○ 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）（抄）	21
○ 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五号）（抄）	21
○ 国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）（抄）	21
○ 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成十九年法律第三百三十一号）（抄）	21
○ 厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律（平成二十一年法律第三十七号）（抄）	22

○ 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）（安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十一号）による改正後）（抄）

（定義）

第二条 省 略

2 3 4 省 略

5 この法律において「電子決済手段」とは、次に掲げるものをいう。

一 物品等を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合に、これらの代価の弁済のために不特定の者に対して使用することができ、かつ、不特定の者を相手方として購入及び売却を行うことができる財産的価値（電子機器その他の物に電子的方法により記録されている通貨建資産に限り、有価証券、電子記録債権法（平成十九年法律第二百二号）第二条第一項に規定する電子記録債権、第三条第一項に規定する前払式支払手段その他これらに類するものとして内閣府令で定めるもの（流通性その他の事情を勘案して内閣府令で定めるものを除く。）を除く。次号において同じ。）であつて、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの（第三号に掲げるものに該当するものを除く。）

二 不特定の者を相手方として前号に掲げるものと相互に交換を行うことができる財産的価値であつて、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの（次号に掲げるものに該当するものを除く。）

三 特定信託受益権

四 前三号に掲げるものに準ずるものとして内閣府令で定めるもの

6 7 8 省 略

9 この法律において「特定信託受益権」とは、金銭信託の受益権（電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値（電子機器その他の物に電子的方法により記録されるものに限る。）に表示される場合に限る。）であつて、受託者が信託契約により受け入れた金銭の全額を預貯金により管理するものであることその他内閣府令で定める要件を満たすものをいう。

10 この法律において「電子決済手段等取引業」とは、次に掲げる行為のいずれかを業として行うことをいい、「電子決済手段の交換等」とは、第一号又は第二号に掲げる行為をいい、「電子決済手段の管理」とは、第三号に掲げる行為をいう。

一 省 略

二 前号に掲げる行為の媒介、取次ぎ又は代理

三・四 省 略

11 省 略

12 この法律において「電子決済手段等取引業者」とは、第六十二条の三の登録を受けた者をいう。

13 省 略

14 この法律において「暗号資産」とは、次に掲げるものをいう。ただし、金融商品取引法第二十九条の二第一項第八号に規定する権

利を表示するものを除く。

- 一 物品等を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合に、これらの代価の弁済のために不特定の者に対して使用することができ、かつ、不特定の者を相手方として購入及び売却を行うことができる財産的価値（電子機器その他の物に電子的方法により記録されているものに限り、本邦通貨及び外国通貨、通貨建資産並びに電子決済手段（通貨建資産に該当するものを除く。）を除く。次号において同じ。）であつて、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの
- 二 不特定の者を相手方として前号に掲げるものと相互に交換を行うことができる財産的価値であつて、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの

15
31 省 略

（電子決済手段を発行する者に関する特例）

第六十二条の八 省 略

- 2 発行者が前項の規定により電子決済手段等取引業を行う場合においては、当該発行者を電子決済手段等取引業者とみなして、第二条第二十五項、第六十二条の五、前条第三項から第五項まで、次条から第六十二条の十二まで、第六十二条の十四、第六十二条の十六から第六十二条の二十二第一項まで、第六十二条の二十四から第六十二条の二十六第一項まで、第五章、第六章、第一百零二条及び第一百三十三条の規定並びにこれらの規定に係る第八章の規定を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第六十二条の五第一項	第六十二条の五第一項第一号		前条第一項各号	電子決済手段等取引業者登録簿に登録し	名簿に登録し
	第六十二条の五第一項第二号		登録年月日及び登録番号	届出年月日及び届出受理番号	第六十二条の八第三項の規定による届出があつたときは
第六十二条の五第二項	登録を		登録を	登録を	第六十二条の八第三項の規定による届出をした者
	登録申請者		電子決済手段等取引業者登録簿	第一項の名簿	

前条第三項	から第十号まで	又は第十号
前条第四項	第六十二条の四第一項各号	第六十二条の四第一項各号（第九号を除く。）
前条第五項	電子決済手段等取引業者登録簿に登録し	第六十二条の五第一項の名簿に記載し
第六十二条の十二	より、電子決済手段等取引業と銀行等、資金移動業者又は特定信託会社が行う業務との誤認を防止するための説明	より
第六十二条の十七第一項	利用者	利用者」と、同法第三十七条第一項第二号及び第三十七条の三第一項第二号中「金融商品取引業者等である旨及び当該金融商品取引業者等の登録番号」とあるのは「資金決済に関する法律第六十二条の八第三項の規定による届出の受理番号
第六十二条の二十二第一項	次の各号のいずれか 第六十二条の三の登録を取り消し	第三号 電子決済手段等取引業の廃止を命じ
第六十二条の二十五第二項	当該電子決済手段等取引業者の第六十二条の三の登録は、その効力を失う。この場合において、当該	当該
第六十二条の二十六第一項	又は第二項の規定により第六十二条の三の登録が取り消された	の規定による電子決済手段等取引業の廃止の命令を受けたときその他政令で定める

○ 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）（抄）

（業務）

第三十条の三 キャリアコンサルタントは、キャリアコンサルタントの名称を用いて、キャリアコンサルティングを行うことを業とする。

○ 雇用保険法（昭和四十九年法律第一百十六号）（抄）

（教育訓練給付金）

第六十条の二 教育訓練給付金は、次の各号のいずれかに該当する者（以下「教育訓練給付対象者」という。）が、厚生労働省令で定めるところにより、雇用の安定及び就職の促進を図るために必要な職業に関する教育訓練として厚生労働大臣が指定する教育訓練を受け、当該教育訓練を修了した場合（当該教育訓練を受けている場合であつて厚生労働省令で定める場合を含み、当該教育訓練に係る指定教育訓練実施者により厚生労働省令で定める証明がされた場合に限る。）において、支給要件期間が三年以上であるときに、支給する。

一 当該教育訓練を開始した日（以下この条において「基準日」という。）に一般被保険者（被保険者のうち、高年齢被保険者、短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者以外の者をいう。次号において同じ。）又は高年齢被保険者である者

二 前号に掲げる者以外の者であつて、基準日が当該基準日の直前の一般被保険者又は高年齢被保険者でなくなつた日から厚生労働省令で定める期間内にあるもの

25 省 略

○ 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）（抄）

（特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定）

第二条 著しく異常かつ激甚な非常災害であつて、当該非常災害の被害者の行政上の権利利益の保全等を図り、又は当該非常災害により債務超過となつた法人の存立、当該非常災害により相続の承認若しくは放棄をすべきか否かの判断を的確に行うことが困難となつた者の保護、当該非常災害に起因する民事に関する紛争の迅速かつ円滑な解決若しくは当該非常災害に係る応急仮設住宅の入居者の居住の安定に資するための措置を講ずることが特に必要と認められるものが発生した場合には、当該非常災害を特定非常災害として政令で指定するものとする。この場合において、当該政令には、当該特定非常災害が発生した日を特定非常災害発生日として定めるものとする。

2 省 略

○ 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）（抄）

（定義）

第二条 省 略

2 15 省 略

16 この法律において「金融商品取引所」とは、第八十条第一項の規定により内閣総理大臣の免許を受けて金融商品市場を開設する金融商品会員制法人又は株式会社をいう。

17 42 省 略

○ 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）（抄）

（用語）

第一条 省 略

2 この法律中道府県に関する規定は都に、市町村に関する規定は特別区に準用する。この場合においては、「道府県」、「道府県税」、「道府県民税」、「道府県たばこ税」、「道府県知事」又は「道府県職員」とあるのは、それぞれ「都」、「都税」、「都民税」、「都たばこ税」、「都知事」又は「都職員」と、「市町村」、「市町村税」、「市町村民税」、「市町村たばこ税」、「市町村長」又は「市町村職員」とあるのは、それぞれ「特別区」、「特別区税」、「特別区民税」、「特別区たばこ税」、「特別区長」又は「特別区職員」と読み替えるものとする。

3 省 略

（給与支払報告書等の提出義務）

第三百七条の六 一月一日現在において給与の支払をする者（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む）。以下この節において同じ。）で、当該給与の支払をする際所得税法第八十三条の規定により所得税を徴収する義務があるものは、同月三十一日までに、総務省令で定めるところにより、当該給与の支払を受けている者についてその者に係る前年中の給与所得の金額その他必要な事項を当該給与の支払を受けている者の同月一日現在における住所所在の市町村別に作成された給与支払報告書に記載し、これを当該市町村の長に提出しなければならない。

2 省 略

3 前二項に定めるもののほか、給与の支払をする者で給与の支払をする際所得税法第八十三条の規定により所得税を徴収する義務のあるものは、当該給与の支払を受けている者のうち給与の支払を受けなくなつたものがある場合には、その給与の支払を受けなくなつた日の属する年の翌年の一月三十一日までに、総務省令で定めるところにより、当該給与の支払を受けなくなつた者についてその者に係る給与の支払を受けなくなつた日の属する年の給与所得の金額その他必要な事項を当該給与の支払を受けなくなつた者のそ

の給与の支払を受けなくなつた日現在における住所所在の市町村別に作成された給与支払報告書に記載し、これを当該市町村の長に提出しなければならない。ただし、その給与の支払を受けなくなつた日の属する年に当該給与の支払をする者から支払を受けた給与の金額の総額が三十万円以下である者については、この限りでない。

4 一月一日現在において公的年金等の支払をする者で、当該公的年金等の支払をする際所得税法第二百三条の二の規定により所得税を徴収する義務があるものは、同月三十一日までに、総務省令で定めるところにより、当該公的年金等の支払を受けている者についてその者に係る前年中の公的年金等の支払額その他必要な事項を当該公的年金等の支払を受けている者の同月一日現在における住所所在の市町村別に作成された公的年金等支払報告書に記載し、これを当該市町村の長に提出しなければならない。

5 省 略

○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）
（抄）

（定義）

第二条 省 略

2 省 略

15 この法律において「法人番号」とは、第三十九条第一項又は第二項の規定により、特定の法人その他の団体を識別するための番号として指定されるものをいう。

○ 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）（抄）

（定義）

第二条 省 略

2 省 略

12 この法律において「投資法人」とは、資産を主として特定資産に対する投資として運用することを目的として、この法律に基づき設立された社団をいう。

13 省 略

○ 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）（抄）

（定義）

第二条 省 略

2 省 略

3 この法律において「特定目的会社」とは、次編第二章第二節の規定に基づき設立された社団をいう。

4 〓 18 省 略

○ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第四百四号）による改正後）（抄）

第五条 省 略

2 〓 12 省 略

13 この法律において「就労選択支援」とは、就労を希望する障害者又は就労の継続を希望する障害者であつて、就労移行支援若しくは就労継続支援を受けること又は通常の事業所に雇用されることについて、当該者による適切な選択のための支援を必要とするものとして主務省令で定める者につき、短期間の生産活動その他の活動の提供を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに就労に関する意向及び就労するために必要な配慮その他の主務省令で定める事項の整理を行い、又はこれに併せて、当該評価及び当該整理の結果に基づき、適切な支援の提供のために必要な障害福祉サービス事業を行う者等との連絡調整その他の主務省令で定める便宜を供与することをいう。

14 〓 29 省 略

○ 独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第四百七十七号）（抄）

（業務の範囲）

第十五条 省 略

2 機構は、前項の業務のほか、同項の業務の遂行に支障のない範囲内で、次に掲げる業務を行うことができる。

一・二 省 略

三 次に掲げる者に対し、その事業を行うのに必要な助成を行うこと。

イ 経営の革新を行う事業者

ロ 事業者の経営の革新を支援する事業を行う者

四 〓 六 省 略

七 委託を受けて、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第三百三十条第二項の規定による特定の地域における工場又は事業場の整備、技術的援助等を行うこと。

八 省 略

3 〓 6 省 略

○ 産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）（抄）

（事業適応計画の認定）

第二十一条の十五 事業者は、その実施しようとする事業適応（当該事業者が法人を設立し、その法人が実施しようとするものを含む。以下同じ。）に関する計画（以下「事業適応計画」という。）を作成し、主務省令で定めるところにより、これを主務大臣に提出して、その認定を受けることができる。

2 5 省 略

（事業適応計画の変更等）

第二十一条の十六 前条第一項の認定を受けた者（当該認定に係る事業適応計画に従って設立された法人を含む。以下「認定事業適応事業者」という。）は、当該認定に係る事業適応計画を変更しようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認定を受けなければならない。

2 主務大臣は、認定事業適応事業者が当該認定に係る事業適応計画（前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定事業適応計画」という。）に従って事業適応のための措置を行っていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3 5 省 略

（事業再編計画の認定）

第二十三条 事業者は、その実施しようとする事業再編（当該事業者が法人を設立し、その法人が実施しようとするものを含む。）に関する計画（以下「事業再編計画」という。）を作成し、主務省令で定めるところにより、これを主務大臣に提出して、その認定を受けることができる。

2 6 省 略

（事業再編計画の変更等）

第二十四条 省 略

2 主務大臣は、認定事業再編事業者又はその関係事業者若しくは外国関係法人が当該認定に係る事業再編計画（前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定事業再編計画」という。）に従って事業再編のための措置を行っていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3 5 省 略

（剰余金の配当に関する特例）

第三十一条 認定事業再編事業者である株式会社が認定事業再編計画に従って特定剰余金配当（剰余金の配当であつて、配当財産が当該認定事業再編事業者の關係事業者の株式又は外国關係法人の株式若しくは持分若しくはこれらに類似するものであるものをいう。次項において同じ。）をする場合における会社法第三百九条第二項、第四百五十九条第一項、第四百六十条第一項及び第四百六十五

条第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

<p>第三百九条第二項第十号</p>	<p>配当財産が金銭以外の財産であり、かつ、株主に対して同項第一号に規定する金銭分配請求権を与えないこととする場合に限る。</p>	<p>特定剰余金配当（産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第三十一条第一項に規定する特定剰余金配当をいう。第四百五十九条第一項第四号において同じ。）をする場合を除く。</p>
<p>第四百五十九条第一項各号 列記以外の部分</p>	<p>会計監査人設置会社</p>	<p>産業競争力強化法第二十四条第一項に規定する認定事業再編事業者である会計監査人設置会社</p>
<p>第四百五十九条第一項第四号</p>	<p>第四百五十四条第一項各号及び同条第四項各号に掲げる事項。ただし、配当財産が金銭以外の財産であり、かつ、株主に対して金銭分配請求権を与えないこととする場合を除く。</p>	<p>特定剰余金配当に係る第四百五十四条第一項各号及び同条第四項各号に掲げる事項</p>
<p>第四百六十条第一項</p>	<p>同項各号に掲げる事項</p>	<p>同項各号に掲げる事項（産業競争力強化法第三十一条第一項の規定により読み替えて適用する前条第一項第四号に掲げる事項を除く。）</p>
<p>第四百六十五条第一項ただし書</p>	<p>注意を怠らなかつたことを証明した場合は、この限りでない</p>	<p>悪意又は重大な過失があつた場合に限る</p>

2 省 略
(調査等)

第四十六条 政府は、事業者による事業再編の実施の円滑化のために必要があると認めるときは、次に掲げる調査を行い、その結果を公表するものとする。

一 省 略

二 国内外における経営資源活用の共同化（研究若しくは開発を行うための施設若しくは設備を共同して整備すること又は情報システムを共同して構築することその他の事業者が経営資源を有効に組み合わせることをいう。）に関する調査

○ 船舶法（明治三十二年法律第四十六号）（抄）

第一条 左ノ船舶ヲ以テ日本船舶トス

一 日本ノ官庁又ハ公署ノ所有ニ属スル船舶

二 日本国民ノ所有ニ属スル船舶

三 日本ノ法令ニ依リ設立シタル会社ニシテ其代表者ノ全員及ビ業務ヲ執行スル役員ノ三分ノ二以上ガ日本国民ナルモノノ所有ニ属スル船舶

四 前号ニ掲ゲタル法人以外ノ法人ニシテ日本ノ法令ニ依リ設立シ其代表者ノ全員ガ日本国民ナルモノノ所有ニ属スル船舶

○ 農業競争力強化支援法（平成二十九年法律第三十五号）（抄）

（定義）

第二条 省 略

2 この法律において「農産物流通等」とは、農産物（農産物を原材料として製造し、又は加工したものを含む。以下同じ。）の卸売若しくは小売又は農産物を原材料として使用する製造若しくは加工をいう。

3・4 省 略

5 この法律において「事業再編」とは、良質かつ低廉な農業資材の供給又は農産物流通等の合理化に資することを目的として農業生産関連事業者が行う事業活動であつて、次の各号のいずれにも該当するものをいう。

一 合併、分割、農業生産関連事業の譲渡又は譲受けその他主務省令で定める措置を行うものであること。

二 前号の措置に係る農業生産関連事業の全部又は一部の方式の変更であつて、農業資材又は農産物に係る新たな生産若しくは販売の方式の導入又は設備等（施設、設備、機器、装置又は情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）第二条第二項に規定するプログラムをいう。第十八条第五項において同じ。）その他の経営資源の高度な利用により、農業資材又は農産物の生産又は販売の効率化を図るものであること。

6・8 省 略

（事業再編計画の認定）

第十八条 事業再編促進対象事業者は、その実施しようとする事業再編に関する計画（以下「事業再編計画」という。）を作成し、主務省令で定めるところにより、これを主務大臣に提出して、その認定を受けることができる。

2・7 省 略

（事業再編計画の変更等）

第十九条 前条第一項の認定を受けた事業再編促進対象事業者（当該認定に係る事業再編計画に従つて設立された法人を含む。以下「認定事業再編事業者」という。）は、当該認定に係る事業再編計画を変更しようとするときは、主務省令で定めるところにより、主

務大臣の認定を受けるものとする。

2 主務大臣は、認定事業再編事業者が当該認定に係る事業再編計画（前項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下「認定事業再編計画」という。）に従って事業再編を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3 5 省 略

○ 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）（抄）

（定義）

第四条 省 略

2 この法律において「都市計画区域」とは次条の規定により指定された区域を、「準都市計画区域」とは第五条の二の規定により指定された区域をいう。

3 16 省 略

（区域区分）

第七条 都市計画区域について無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため必要があるときは、都市計画に、市街化区域と市街化調整区域との区分（以下「区域区分」という。）を定めることができる。ただし、次に掲げる都市計画区域については、区域区分を定めるものとする。

一 次に掲げる土地の区域の全部又は一部を含む都市計画区域

イ 首都圏整備法第二条第三項に規定する既成市街地又は同条第四項に規定する近郊整備地帯

ロ 近畿圏整備法第二条第三項に規定する既成都市区域又は同条第四項に規定する近郊整備区域

ハ 中部圏開発整備法第二条第三項に規定する都市整備区域

二 前号に掲げるもののほか、大都市に係る都市計画区域として政令で定めるもの

2・3 省 略

（開発行為の許可）

第二十九条 都市計画区域又は準都市計画区域内において開発行為をしようとする者は、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「指定都市等」という。）の区域内にあつては、当該指定都市等の長。以下この節において同じ。）の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる開発行為については、この限りでない。

一 市街化区域、区域区分が定められていない都市計画区域又は準都市計画区域内において行う開発行為で、その規模が、それぞれの区域の区分に応じて政令で定める規模未満であるもの

二 市街化調整区域、区域区分が定められていない都市計画区域又は準都市計画区域内において行う開発行為で、農業、林業若しくは漁業の用に供する政令で定める建築物又はこれらの業務を営む者の居住の用に供する建築物の建築の用に供する目的で行うもの

三 駅舎その他の鉄道の施設、図書館、公民館、変電所その他これらに類する公益上必要な建築物のうち開発区域及びその周辺の地域における適正かつ合理的な土地利用及び環境の保全を図る上で支障がないものとして政令で定める建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為

四 都市計画事業の施行として行う開発行為

五 土地区画整理事業の施行として行う開発行為

六 市街地再開発事業の施行として行う開発行為

七 住宅街区整備事業の施行として行う開発行為

八 防災街区整備事業の施行として行う開発行為

九 公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の免許を受けた埋立地であつて、まだ同法第二十二條第二項の告示がないものにおいて行う開発行為

十 非常災害のため必要な応急措置として行う開発行為

十一 通常管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの

2・3 省 略

○ 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成三十年法律第四十九号）（抄）

（所有者不明土地対策計画）

第四十五条 市町村は、単独で又は共同して、基本方針に基づき、所有者不明土地の利用の円滑化等を図るための施策に関する計画（以下「所有者不明土地対策計画」という。）を作成することができる。

2・6 省 略

○ 首都圏整備法（昭和三十一年法律第八十三号）（抄）

（定義）

第二条 省 略

2 省 略

3 この法律で「既成市街地」とは、東京都及びこれと連接する枢要な都市を含む区域のうち、産業及び人口の過度の集中を防止し、かつ、都市の機能の維持及び増進を図る必要がある市街地の区域で、政令で定めるものをいう。

4・5 省 略

○ 近畿圏整備法（昭和三十八年法律第二百二十九号）（抄）

(定義)

第二条 省 略

2 省 略

3 この法律で「既成都市区域」とは、大阪市、神戸市及び京都市の区域並びにこれらと接続する都市の区域のうち、産業及び人口の過度の集中を防止し、かつ、都市の機能の維持及び増進を図る必要がある市街地の区域で、政令で定めるものをいう。

4 5 6 省 略

○ 首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律（昭和四十一年法律第百十四号）（抄）

(定義)

第二条 省 略

2 省 略

3 この法律で「中部圏都市整備区域建設計画」又は「中部圏都市開発区域建設計画」とは、中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律（昭和四十二年法律第百二号）第三条の規定に基づいて国土交通大臣が同意した建設計画で、中部圏開発整備法（昭和四十一年法律第百二号）第十三条第一項又は第十四条第一項の規定により指定された区域（政令で定める区域を除く。）に係るものをいう。

○ 地域再生法（平成十七年法律第二十四号）（抄）

(地域再生計画の認定)

第五条 省 略

2・3 省 略

4 第二項第二号に掲げる事項には、次に掲げる事項を記載することができる。

一 四 省 略

五 次に掲げる地域において、本店又は主たる事務所その他の地域における就業の機会の創出又は経済基盤の強化に資するものとして内閣府令で定める業務施設（工場を除く。以下「特定業務施設」という。）を整備する事業（以下「地方活力向上地域等特定業務施設整備事業」という。）に関する事項

イ 地方活力向上地域（産業及び人口の過度の集中を防止する必要がある地域及びその周辺の地域であつて政令で定めるもの）（以下この号及び第十七条の二第一項第一号において「集中地域」という。）以外の地域であり、かつ、当該地域の活力の向上を図

ることが特に必要な地域をいう。以下同じ。）

ロ 省 略

六 十八 省 略

5 十八 省 略

(地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定等)

第十七条の二 都道府県が作成した地域再生計画（地方活力向上地域等特定業務施設整備事業が記載されたものに限る。）が第五条第十五項の認定を受けたときは、当該認定の日以後は、地方活力向上地域等特定業務施設整備事業であつて次に掲げるものを実施する個人事業者又は法人は、内閣府令で定めるところにより、当該地方活力向上地域等特定業務施設整備事業の実施に関する計画（以下この条において「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」という。）を作成し、当該地方活力向上地域等特定業務施設整備計画が適当である旨の認定地方公共団体である都道府県の知事（以下この条において「認定都道府県知事」という。）の認定を申請することができる。

一 集中地域のうち特定業務施設の集積の程度が著しく高い地域として政令で定めるものから特定業務施設を認定地域再生計画に記載されている地方活力向上地域又は準地方活力向上地域に移転して整備する事業

二 省 略

2 十八 省 略

○ 中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）（抄）

（診断及び指導）

第六条 経済産業大臣は、新規中小企業者である会社であつてその事業の将来における成長発展を図るために積極的に外部からの投資を受けて事業活動を行うことが特に必要かつ適切なものとして経済産業省令で定める要件に該当するもの（次条において「特定新規中小企業者」という。）に対して、その投資による資金調達の円滑な実施に必要な経営状況に関する情報の提供について診断及び指導を行うものとする。

○ 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）（抄）

（電子情報処理組織による申請等）

第六条 申請等のうち当該申請等に関する他の法令の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、主務省令で定める電子情報処理組織（行政機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）とその手続等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。次章を除き、以下同じ。）を使用する方法により行うことができる。

○ 特定複合観光施設区域整備法（平成三十年法律第八十号）（抄）

（定義）

第二条 省 略

26 省 略

7 この法律において「カジノ行為」とは、カジノ事業者と顧客との間又は顧客相互間で、同一の施設において、その場所に設置された機器又は用具を用いて、偶然の事情により金銭の得喪を争う行為であつて、海外において行われているこれに相当する行為の実施の状況を勘案して、カジノ事業の健全な運営に対する国民の信頼を確保し、及びその理解を得る観点から我が国においても行われることが社会通念上相当と認められるものとしてその種類及び方法をカジノ管理委員会規則で定めるものをいう。

8 この法律において「カジノ事業」とは、次に掲げる業務（以下「カジノ業務」という。）を行う事業をいう。

一 カジノ施設におけるカジノ行為を顧客との間で行い、又は顧客相互間で行わせることに係る業務（以下「カジノ行為業務」という。）

二 カジノ行為を行う顧客の依頼を受けて当該顧客の金銭について行う次に掲げる業務（第三章において「特定金融業務」という。）
イ 銀行その他のカジノ管理委員会規則で定める金融機関を介し、カジノ事業者の管理する当該顧客の口座と当該顧客の指定する預貯金口座との間で当該顧客の金銭の移動に係る為替取引を行う業務（第三章第二節第四款において「特定資金移動業務」という。）

ロ 当該顧客の金銭を受け入れる業務（第八十四条において「特定資金受入業務」という。）

ハ 当該顧客に金銭を貸し付ける業務（第三章第二節において「特定資金貸付業務」という。）

ニ 金銭の両替を行う業務

三 前二号に掲げる業務に附帯する業務

9 この法律において「カジノ事業者」とは、第九条第十一項の認定（第十一条第一項の規定による変更の認定を含む。以下「区域整備計画の認定」という。）を受けた設置運営事業者（以下「認定設置運営事業者」という。）であつて、第三十九条の免許を受けてカジノ事業を行うものをいう。

10 この法律において「カジノ施設」とは、特定複合観光施設区域に設置する施設であつて、カジノ事業者がカジノ行為業務を行うための次に掲げる区画により構成されるものをいう。

一 主としてカジノ行為を顧客との間で行い、又は顧客相互間で行わせるための区画（以下「カジノ行為区画」という。）

二・三 省 略

11 省 略

（認定設置運営事業者等が行う業務の会計）

第二十八条 省 略

2 認定設置運営事業者は、国土交通省令で定めるところにより、カジノ業務、カジノ行為区画内関連業務及び第二条第一項各号に掲げる施設ごとの業務並びにそれら以外の業務に係る経理をそれぞれ区分して整理しなければならない。

3 20 省 略
(免許等)

第三十九条 認定設置運営事業者は、カジノ管理委員会の免許を受けたときは、当該免許に係るカジノ施設において、当該免許に係る種類及び方法のカジノ行為に係るカジノ事業を行うことができる。この場合において、当該免許に係るカジノ行為区画で行う当該カジノ行為（第三十条第二項の規定による設置運営事業の停止の命令若しくは第二百四条第一項若しくは第二項の規定によるカジノ事業の停止の命令又は第二百六条第八項の規定に違反して行われたものを除く。）については、刑法（明治四十年法律第四十五号）第百八十五条及び第百八十六条の規定は、適用しない。

(入場規制)

第六十九条 カジノ事業者は、政令で定める場合を除き、次に掲げる者をカジノ施設に入場させ、又は滞在させてはならない。

一 二十歳未満の者

二 第四十一条第二項第二号イ(8)に掲げる者

三 第八十一条第一項又は第二項の規定に違反して、入場料（第七十六条第一項に規定する入場料をいう。次号において同じ。）又は認定都道府県等入場料（第七十七条第一項に規定する認定都道府県等入場料をいう。）を納付しない者

四 本邦内に住居を有しない外国人以外の者であつて、カジノ施設に入場し、又は滞在しようとする日（次号において「入場等基準日」という。）から起算して過去七日間において第七十六条第一項の規定により入場料を賦課されてカジノ行為区画（入場し、又は滞在しようとするカジノ施設以外のカジノ施設のカジノ行為区画を含む。）に入場した回数及び同条第三項の規定により入場料を再賦課され、又は同条第五項の規定により入場料を再々賦課された回数（同号及び次条第一項において「入場等回数」という。）が既に三回に達しているもの（直近の賦課入場時（第七十六条第一項の規定により賦課された入場料の納付後初めてカジノ行為区画に入場した時をいう。）、再賦課基準時（同条第二項に規定する再賦課基準時をいう。）、又は再々賦課基準時（同条第四項に規定する再々賦課基準時をいう。）（同号において「賦課入場時等」という。）からそれぞれ二十四時間を経過するまでの間にある者を除く。）

五 本邦内に住居を有しない外国人以外の者であつて、入場等基準日から起算して過去二十八日間における入場等回数が既に十回に達しているもの（直近の賦課入場時等からそれぞれ二十四時間を経過するまでの間にある者を除く。）

(カジノ行為の制限)

第七十四条 省 略

2 次の各号に掲げる者は、政令で定める場合を除き、当該各号に定めるカジノ施設において、カジノ行為を行つてはならない。

一 推進法第十七条第一項に規定する本部長、推進法第十八条第一項に規定する副本部長、推進法第十九条第一項に規定する本部員及び推進法第二十二条第二項に規定する事務局長その他の職員 全てのカジノ施設

二 基本方針及び区域整備計画に関する事務に従事する政府職員（前号に掲げる者を除く。） 全てのカジノ施設

- 三 カジノ管理委員会の委員長、委員、専門委員及び事務局の職員 全てのカジノ施設
 - 四 認定都道府県等の職員（当該認定都道府県等に係る認定区域整備計画に関する事務に従事する者に限る。） 当該認定区域整備計画に記載された特定複合観光施設区域に設置されるカジノ施設
 - 五 カジノ事業者の従業者（役員以外の者にあつては、カジノ業務又はカジノ行為区画内関連業務に従事する者に限る。） 当該カジノ事業者が設置するカジノ施設
 - 六 カジノ施設供用事業者の従業者（役員以外の者にあつては、カジノ施設供用業務に従事する者に限る。） 当該カジノ施設供用事業者が管理するカジノ施設
- （入場料の賦課等）
- 第七十六条 国は、入場者（本邦内に住居を有しない外国人を除く。以下この節において同じ。）に対し、当該入場者がカジノ行為区画に入場しようとする時に、三千円の入場料を賦課するものとする。
- 25 省 略

○ 金融商品取引法（昭和三十二年法律第二十五号）（安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十一号）による改正後）（抄）

（定義）

第二条 省 略

25 省 略

24 この法律において「金融商品」とは、次に掲げるものをいう。

一 三 省 略

三の二 暗号等資産（資金決済に関する法律第十四項に規定する暗号資産又は同条第五項第四号に掲げるもののうち投資者の

保護を確保することが必要と認められるものとして内閣府令で定めるものをいう。以下同じ。）

三の三 五 省 略

25 省 略

○ 良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十四号）（抄）

附 則

（移行計画の変更等）

第十条の四 前条第一項の規定による移行計画の認定を受けた経過措置医療法人（以下「認定医療法人」という。）は、当該認定に係

る移行計画を変更しようとするときは、厚生労働大臣の認定を受けなければならない。
25 省 略

○ 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和二十八年法律第七号）（抄）

（酒税保全のための勧告又は命令）

第八十四条 省 略

2 財務大臣は、前項の規定に該当する場合において、勧告によつては同項に規定する事態を解消することができないと認めるときは、同項の規定による勧告をした後又は当該勧告に代えて、財務省令をもつて、酒類製造業者に対し、同項各号に掲げる事項につき命令することができる。

36 省 略

（公正な取引の基準に関する命令）

第八十六条の四 財務大臣は、前条第四項の指示を受けた者がその指示に従わなかつた場合において、酒税の円滑かつ適正な転嫁が阻害され、又は阻害されるおそれがあると認めるときは、その者に対し、当該指示に係る公正な取引の基準を遵守すべきことを命令することができる。

○ 道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）（抄）

（自動車の装置）

第四十一条 自動車は、次に掲げる装置について、国土交通省令で定める保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準に適合するものでなければ、運行の用に供してはならない。

一 原動機及び動力伝達装置

二 車輪及び車軸、そりその他の走行装置

三 操縦装置

四 制動装置

五 ばねその他の緩衝装置

六 燃料装置及び電気装置

七 車枠及び車体

八 連結装置

九 乗車装置及び物品積載装置

十 前面ガラスその他の窓ガラス

- 十一 消音器その他の騒音防止装置
- 十二 ばい煙、悪臭のあるガス、有毒なガス等の発散防止装置
- 十三 前照灯、番号灯、尾灯、制動灯、車幅灯その他の灯火装置及び反射器
- 十四 警音器その他の警報装置
- 十五 方向指示器その他の指示装置
- 十六 後写鏡、窓拭き器その他の視野を確保する装置
- 十七 速度計、走行距離計その他の計器
- 十八 消火器その他の防火装置
- 十九 内圧容器及びその附属装置
- 二十 自動運行装置
- 二十一 その他政令で定める特に必要な自動車の装置

2 省 略

第六十条 国土交通大臣は、新規検査の結果、当該自動車が保安基準に適合すると認めるときは、自動車検査証を当該自動車の使用者に交付しなければならない。この場合において、検査対象軽自動車及び二輪の小型自動車については車両番号を指定しなければならない。

2 省 略

(予備検査)

第七十一条 省 略

2・3 省 略

- 4 自動車予備検査証の交付を受けた自動車についてその使用の本拠の位置が定められたときは、その使用者は、国土交通大臣に当該自動車予備検査証を提出して、自動車検査証の交付を受けることができる。
- 5 省 略
- 9 省 略

○ 関税法 (昭和二十九年法律第六十一号) (抄)

(輸出又は輸入の許可)

第六十七条 貨物を輸出し、又は輸入しようとする者は、政令で定めるところにより、当該貨物の品名並びに数量及び価格(輸入貨物(特例申告貨物を除く。))については、課税標準となるべき数量及び価格)その他必要な事項を税関長に申告し、貨物につき必要な検査を経て、その許可を受けなければならない。

○ 土地改良法の一部を改正する法律 (令和四年法律第九号) (抄)

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、目次の改正規定（「第百十一条の二十三」を「第百十一条の二十八」に、「第百三十六條の四」を「第百三十六條の五」に改める部分を除く。）、第二十九条の二第三項の改正規定、第八十三条（見出しを含む。）の改正規定、第二章第一節中第五款を第六款とし、第七十五条の次に款名及び目名を付する改正規定、第七十六条の改正規定、同条の次に九条及び一目を加える改正規定、第九十一条第一項の改正規定、第百四十五条を第百四十六条とし、第百四十四条を第百四十五条とする改正規定並びに第百四十三条を第百四十四条とし、第百四十二条の次に一条を加える改正規定は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

○ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第百四号）（抄）

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 三 省 略

四 第三条の規定、第六条の規定、第八条中精神保健福祉法第四条第一項の改正規定、第十条の規定、第十三条の規定（第二号に掲げる改正規定を除く。）、第十四条の規定（同号に掲げる改正規定を除く。）及び第十五条中精神保健福祉法第二条の改正規定（「第五条第十八項」を「第五条第十九項」に改める部分に限る。）並びに附則第六条、第二十七条、第二十八条、第三十一条から第三十四条まで、第三十八条、第四十一条及び第四十二条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

○ 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）（抄）

(特定原子力施設の指定)

第六十四条の二 原子力規制委員会は、原子力事業者等がその設置した製錬施設、加工施設、試験研究用等原子炉施設、発電用原子炉施設、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、廃棄物埋設施設若しくは廃棄物管理施設又は使用施設において前条第一項の措置（同条第三項の規定による命令を受けて措置を講じた場合の当該措置を含む。）を講じた場合であつて、核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物若しくは原子炉による災害を防止するため、又は特定核燃料物質を防護するため、当該設置した施設の状況に応じた適切な方法により当該施設の管理を行うことが特に必要であると認めるときは、当該施設を、保安又は特定核燃料物質の防護につ

き特別の措置を要する施設（以下「特定原子力施設」という。）として指定することができる。
2 4 省 略

○ 健康保険法（大正十一年法律第七十号）（抄）

（徴収に関する通則）

第八十三條 保険料等は、この法律に別段の規定があるものを除き、国税徴収の例により徴収する。

○ 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）（抄）

（徴収に関する通則）

第三十七條 保険料等は、この法律に別段の規定があるものを除き、国税徴収の例により徴収する。

○ 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五号）（抄）

（徴収に関する通則）

第八十九條 保険料その他この法律の規定による徴収金は、この法律に別段の規定があるものを除き、国税徴収の例により徴収する。

○ 国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）（抄）

（徴収）

第九十五條 保険料その他この法律（第十章を除く。以下この章から第八章までにおいて同じ。）の規定による徴収金は、この法律に別段の規定があるものを除くほか、国税徴収の例によつて徴収する。

○ 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成十九年法律第三百三十一号）（抄）

（特例納付保険料の納付等）

第二条 省 略

2 7 省 略

8 前項の場合において、特例納付保険料は、厚生年金保険法の規定の例により徴収する。

9 13 省 略

○ 厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律（平成二十一年法律第三十七号）（抄）

（不正利得の徴収）

第六条 省 略

2 前項の規定による徴収金のうち、保険給付遅延特別加算金に係るものは厚生年金保険法の規定の例により、給付遅延特別加算金に係るものは国民年金法の規定の例により徴収する。